

学級担任から不登校児童生徒の理解と保護者への支援について質問されたら副校長・教頭としてどのように対応すべきか。

明治学院大学心理学部教育発達学科 教授 **小野 昌彦**



1 はじめに

全国の不登校児童生徒の増加に歯止めをかける有効な対策の実施は急務といえる。なぜならば、文部科学省の「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において全国の小・中学校における不登校の児童生徒数は19万6,127人と過去最多となったからである。そこで、本稿では、不登校児童生徒激増に歯止めをかける為に副校長・教頭の皆さんが担任に対応する際に参考になること述べたいと思う。

2 現状の多くの不登校は、解答者が不明確か解答不能の問題となっている

私は約30年再登校支援を実施しているが、今、この見出しが頭に浮かんでくる。前提として不登校とは、一般的には文部科学省の調査で使用している定義があるが、基本的には、学校に行くべき時期に、ある児童生徒の家庭↓学校↓家庭という往復パターンが家庭で滞留して継続している状態を指す。すなわち、不登校には、教育機会確保法に示されているように問題行動ではなく、ある児童生徒に義務教育等が保障されていない状態の継続という認識が重要である。問題解決が止まっている状況であるといえるが、なぜ止まっている

るのであろうか。

それは、教育基本法第10条第1項に保護者が「子の教育について第一義的責任を有するもの」とあり、子に義務教育等を保障するのは保護者の義務であり不登校問題の解答者は保護者であるが、多くの不登校事例では、それが困難となっていたからである。保護者が目的と方法を決定せず長時間経過していた例、学校批判のみをしていた保護者の例、保護者が、保護される立場になり解答をしていない例、保護者自身は解答者の意識があるが登校させると自殺するという専門家と称する方の禁止事項だけの助言で途方に暮れていた例がみられた。

以上のことから、副校長・教頭の皆さんは、不登校は、ある児童生徒の義務教育が保障されていない問題の解決途中状態であること、法的には、保護者が問題解決責任者（解答者）であること、問題解決が何らかの原因で留まっている場合は、保護者、学校関係者が互いに責任転嫁するのではなく、保護者の意志を尊重して、目的に沿った協力体制を構築するという認識、対応が必要である。

3 目的は、本人、保護者が決定し、再登校に關しては、各児童生徒の個別計画を立案する

法的責任上、不登校問題解決時の目的は、保護者、

本人が決定するが、その目的には、大別して3つある。それは、児童生徒に義務教育を保障する為に現所属校に再登校するか、それとも転校するのか、または、義務教育不要な職業に就く予定であるといった目的の為、義務教育は不要とするかである。再登校の目的を本人、保護者が選択した場合、本人、保護者、学校は、再登校実績の高い専門家と連携して、個々にその児童生徒に合った登校計画を立案することになる。発達障害のある児童生徒の場合は、個別的教育支援計画等を見直すことになる。ここでは、再登校率98%の包括的支援アプローチ（小野，2017）で再登校支援の方法を紹介する。

(1)再登校支援の方針・個々の不登校の発現要因と維持要因を突き止め、それらを軽減し、家庭に滞在するよりも登校した方が楽しく、将来像ともつながっている教育保障状態とする。

(2)情報収集のポイント 不登校の発現前の行動特性・対人的ソーシャルスキルの状況（主張できない、わからない時に質問できない等）、知的・学習面（特定科目の不振、到達学力状況等）、性格・行動面（恐怖・不安感、ルーズ、引きこもり等）の情報を収集する。**発現の経過** 不登校パターン（長期断続的、断続的から継続的、突発性継続）を特定し、それぞれの変化時点の情報収集を実施する。時間割等での授業科目の把握が必要である。**全般的症状の変化** 身体症状の訴えとその消失状況、日中変動、週間変動の有無等を見る。**学校・学習との関連** 学校・同級生等との接触度・反発度、学力や学習態度をチェックする。**家庭内での行動** 生育史の中で家族との関わり、家族の変容可能性を判断する。その際、家族との会話、生活習慣の乱れ、休み方をチェックする。**その他** 体力・学力

の低下程度、対人関係の正・負の要因等をチェックする。

(3)情報統合と典型的手順…これらの情報から不登校の発現前要因、発現時要因、発現維持要因を明らかにして、それらを軽減する方法を考案、実施し登校を活性化する要因を増加させる。最新の典型的な手順は、以下の通りである。**支援関係の設定** 本人（保護者）で目的を決定し、学校側（支援者）に依頼する。家庭、学校の主担当を明確にする。**登校計画表の設定** 本人申告の登校予定日を設定する。生活計画表も作成する。**学習指導** 到達学力を測定し在籍学年相応を目的として指導すると同時に予定日周辺の科目の予習をする。**体力訓練** 体力測定（シャトルラン、腹筋、背筋等）を実施し在籍学年相応の体力を目的とし指導をする。**社会的スキル訓練** 社会性テストを実施し、年齢相応のスキルを指導する。**再登校の方法選択**…学校におけるストレスを唾液アミラーゼ等で測定し、ストレスが高い場合は系統的脱感作法等で不安を軽減する。再登校の方法は、本人の状況に合わせて段階的登校、夕方・早朝登校法、別室（保健室等）利用の継時近接法等から技法選択し適用する。**その他** 保護者連携、再登校開始予定日の援助、安定化支援を実施し、登校維持要因が確立した後、終結する。

(4)不安が低い事例への適用例…Aは、算数の分数の割り算に理解困難があり、算数のある曜日に登校しづりが見られた。そこで、週3回の別室登校とした。その結果、算数の理解困難が強まり、さらに同級生とも会いづらくなり継続不登校となった。アセスメントの結果、Aの不登校発現要因は、分数の理解困難、不登校発現・維持要因が別室対応であったことから、別室で分数に関する補習と登校予定日時の予習、分らない

い時には担任に質問するスキルを教えた。分数が理解できるようになった時点で教室登校を開始し、登校が維持した。

以上、包括的校支援アプローチと適用事例の概要を示した。副校長・教頭の皆さんには、不登校には、「待つ」、「寄り添う」という曖昧な一律対応は、その個別性ゆえ馴染まず、的確なアセスメントによる個別対応で再登校は達成されることを認識していただきたい。

4 学校でできる不登校未然防止

次に、不登校誘発要因を学校で軽減する不登校発現未然防止対策を紹介する。

(1)不安の軽減…学校に対する不安の軽減は、本人が不安を訴える対象に20分程度継続して触れさせる（エクスプージャーの原理）、不安反応に主張反応、筋弛緩（例…深呼吸を1分間に12回以下）を伴わせることで軽減可能となる。これらを取り入れた生活指導を行うことが有効であった。

(2)学力・体力・社会性要因への対応…学力低下の予防には、小学校低学年時から学年到達学力目標を設定して、年度途中、年度末に学力チェックテストを実施し、その結果に基づき補習が必要な児童生徒には学習支援員等による個別指導を行い、学年相応とするという体制が効果的であった。体力に関しては、運動能力テストの結果が在籍学年平均値より低い子に補充指導を実施する。特に持久力を重視する。持久力向上の為に校内のマラソン大会の開催や全校早朝走、業間走を毎日実施することも効果的であった。社会性は、主張性が弱い（要求をいえない）、わからないことを質問

できないといったことがないように全校児童生徒に生活指導、社会的スキル授業を行うことが効果的であった。

(3)義務教育の説明と適切な休み方の実施…学校側から年度始めに保護者に教育基本法にある教育責任の所在を伝えておくこと、学校教育法施行令第20条、21条を遵守した欠席に関する取扱いを徹底させることが新規不登校発現防止に効果的であった（小野、2014）。すなわち、体調不良時の欠席は、検温後、医師の診断に従って休む、本人は家滞在時には、静養することを徹底する。副校長・教頭の皆さんが、毎日全校の児童生徒の累積欠席日数を集計し、累積欠席7日以上の子児童生徒を校長に連絡し、校長が保護者面接を実施する。

(4)いじめ防止…いじめ防止対策推進法に基づき学校全体で取り組み効果をあげた。

5 終わりに

以上、教育法規、再登校及び不登校未然防止実績から不登校対応の知見を提示した。副校長・教頭の皆さんには、児童生徒の教育保障の為に担任状況に合わせて活用、対応していただきたいと思う。

文献

・小野昌彦（2014）学校教育法施行令を遵守した不登校認定導入による市単位の中学生不登校発現予防の効果―新規不登校発現率半減を達成した東大和市の例―、スクール・コンプライアンス研究、2、71～80頁。
・小野昌彦（2017）不登校の本質―不登校問題で悩める保護者の皆さんのために―、風間書房。